

昭島市分別収集計画

昭 島 市 分 別 収 集 計 画

目 次

| | | |
|----|--|---|
| 1 | 計画策定の定義 | 1 |
| 2 | 基本的方向 | 1 |
| 3 | 計画期間 | 1 |
| 4 | 対象品目 | 1 |
| 5 | 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号) | 2 |
| 6 | 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号) | 2 |
| 7 | 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号) | 3 |
| 8 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み (法第8号第2項第4号) | 4 |
| 9 | 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込みの算出方法 | 5 |
| 10 | 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8号第2項第5号) | 5 |
| 11 | 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8号第2項第6号) | 5 |

| | |
|---|---|
| 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項 (法第8号第2項第7号) | 5 |
|---|---|

昭島市分別収集計画

令和元年 6月11日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難である。当市を含む25市1町により構成・運営している東京たま広域資源循環組合の最終処分場では、エコセメント事業により延命化が図られたものの、次の候補地の目処がたっていないという厳しい状況にある。当市においては平成23年度4月より稼働を開始した環境コミュニケーションセンターで精度の高い分別作業及び中間処理を行い、東京たま広域資源循環組合の「第5次廃棄物減容(量)化計画」の推進に協力している。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ・容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- ・すべての関係者が一体となった取組による環境負荷の低減

3 計画期間

本計画の計画期間は令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、次の物を対象とする。

- (1) スチール製容器
- (2) アルミ製容器
- (3) ガラス製容器（無色、茶色、その他）

- (4) 飲料用紙製容器
- (5) 段ボール
- (6) ペットボトル
- (7) プラスチック製容器包装

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み(法第8条第2項第1号)

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 容器包装廃棄物 | 3,318 t | 3,308 t | 3,299 t | 3,289 t | 3,280 t |

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 3Rに関する普及啓発

市民・事業者に対し、ごみの発生・排出を抑制する3R活動の意義と必要性についての周知を図るとともに、自主的な取組を促すため、各種イベントや広報紙、ホームページなどを活用して3Rに関する普及啓発を行っていく。

(2) 環境教育・啓発活動の充実

ごみの減量化に関する社会認識を育てるため、広報紙等を利用し、ごみ処理の厳しい状況や、ごみの減量化と再生利用についての知識・情報の普及啓発に努める。

(3) 集団回収の促進

資源回収奨励金制度について、効率的な運用を図りながら継続していくとともに、市民団体等に集団回収の実施を働きかけていく。

(4) 廃棄物減量等推進審議会及び廃棄物等減量推進員制度の充実

廃棄物減量等推進審議会を設置するとともに、廃棄物等減量推進員によるごみ減量化に向けたリサイクル活動を推進する。

(5) 過剰包装の抑制、買い物袋の持参の徹底

小売店等へ包装の簡素化を求めていくとともに、市民に対し、マイバック持参による買い物を呼びかけ、容器包装廃棄物の発生を抑制する。

(6) 多量排出事業者への指導・助言

多量排出事業者に対して、ごみ減量化・資源化計画の策定を求めるとともに、指導体制の強化を図る。

(7) リターナブル容器の使用等の啓発

市民や事業者にリターナブル容器を使用した商品や、詰め替えが可能な商品を積極的に利用するように呼びかけ、ごみの排出を抑制するとともに、再生品を利用するよう

啓発を行う。

(8) 市役所における積極的なごみの排出抑制

市役所においては、過剰包装の商品、ワンウェイ容器等を使用した使い捨て商品等の利用を可能な限り避けるとともに、リサイクル製品やリターナブル容器等を積極的に活用することにより、ごみの排出抑制を図り、行政が市民や事業者の模範となるように努めていく。

(9) 廃プラスチックの削減と海洋プラスチックごみ問題

プラスチックの持続可能な利用と海洋プラスチックごみ問題の解決に向けて、プラスチック・スマートキャンペーンに参加し、他の参加団体と関連情報を共有し、問題解決に向けて積極的に取り組んでいく。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

| 分別収集をする容器包装廃棄物の種類 | 収集に係る分別の区分 | | | | | | | |
|--|------------|----------------------------|-----------|-------|-----------|-------|------------|----|
| 主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器 | 資源 | 缶 | | | | | | |
| 主として ガラス製 の容器 <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="border: none;">┌───┐</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">├───┤</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───┘</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table> | | ┌───┐ | 無色のガラス製容器 | ├───┤ | 茶色のガラス製容器 | └───┘ | その他のガラス製容器 | びん |
| ┌───┐ | | 無色のガラス製容器 | | | | | | |
| ├───┤ | 茶色のガラス製容器 | | | | | | | |
| └───┘ | その他のガラス製容器 | | | | | | | |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油を充填するためのもの | ペットボトル | | | | | | | |
| 主としてプラスチック製の容器であって上記以外のもの | プラスチック | 白色の発泡スチロール製食品トレイ（白色トレイ） | | | | | | |
| | | ペットボトル、白色トレイ以外のプラスチック製容器包装 | | | | | | |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウム利用されているものを除く） | 古紙 | 牛乳パック | | | | | | |
| 主として段ボール製の包装容器 | | 段ボール | | | | | | |

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

第四次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の品目別排出見込量を基に直近年度の分別適合基準適合物等の昭島市容器包装廃棄物処理実績と施設の処理データを勘案し確定した。

| | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 |
|---|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 主としてスチール製の容器 | 166 t | 165 | 165 t | 164 t | 164 t |
| 主としてアルミ製の容器 | 186 t | 186 t | 185 t | 185 t | 184 t |
| 無色のガラス製容器 | (合計) 230 t | (合計) 229 t | (合計) 228 t | (合計) 228 t | (合計) 227 t |
| | (引渡) (独自処理) 230 t | (引渡) (独自処理) 229 t | (引渡) (独自処理) 228 t | (引渡) (独自処理) 228 t | (引渡) (独自処理) 227 t |
| 茶色のガラス製容器 | (合計) 181 t | (合計) 181 t | (合計) 180 t | (合計) 180 t | (合計) 179 t |
| | (引渡) (独自処理) 181 t | (引渡) (独自処理) 181 t | (引渡) (独自処理) 180 t | (引渡) (独自処理) 180 t | (引渡) (独自処理) 179 t |
| その他の色のガラス製容器 | (合計) 129 t | (合計) 128 t | (合計) 128 t | (合計) 128 t | (合計) 127 t |
| | (引渡) (独自処理) 129 t | (引渡) (独自処理) 128 t | (引渡) (独自処理) 128 t | (引渡) (独自処理) 128 t | (引渡) (独自処理) 127 t |
| 主として紙製の容器包装であって飲料を充填するためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。） | 31 t | 31 t | 30 t | 30 t | 30 t |
| 主として段ボール製の容器包装 | 792 t | 790 t | 788 t | 786 t | 783 t |
| 主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又は醤油その他主務大臣が定める商品を充填するためのもの | (合計) 328 t | (合計) 327 t | (合計) 326 t | (合計) 325 t | (合計) 324 t |
| | (引渡) (独自処理) 328 t | (引渡) (独自処理) 327 t | (引渡) (独自処理) 326 t | (引渡) (独自処理) 325 t | (引渡) (独自処理) 324 t |
| 主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの | (合計) 1,275 t | (合計) 1,271 t | (合計) 1,267 t | (合計) 1,264 t | (合計) 1,260 t |
| | (引渡) (独自処理) 1,275 t | (引渡) (独自処理) 1,271 t | (引渡) (独自処理) 1,267 t | (引渡) (独自処理) 1,264 t | (引渡) (独自処理) 1,260 t |
| (うち白色トレイ) | (合計) 0.4 t | (合計) 0.4 t | (合計) 0.4 t | (合計) 0.4 t | (合計) 0.4 t |
| | (引渡) (独自処理) 0.4 t | (引渡) (独自処理) 0.4 t | (引渡) (独自処理) 0.4 t | (引渡) (独自処理) 0.4 t | (引渡) (独自処理) 0.4 t |

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

(1) 特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の排出率×第四次一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の品目別排出見込量（現状の清掃事業を継続した場合）

また、人口変動率は、東中神地区における開発を勘案し、昭島市総合戦略の将来人口推計結果のとおり設定した。

| 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 115,590人 (対前年度比) | 115,254人 (対前年度比) | 114,918人 (対前年度比) | 114,583人 (対前年度比) | 114,247人 (対前年度比) |
| 100.47% | 99.71% | 99.71% | 99.71% | 99.71% |

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項(法第8条第2項第5号)

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収が進んでいる飲料用紙製容器については、引き続きこれらの団体が分別収集を併用していくものとする。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項(法第8条第2項第6号)

定期回収による缶、ガラスびん、ペットボトル及びプラスチック容器包装は平成23年4月1日より稼動した本市のリサイクル施設（環境コミュニケーションセンター）で選別、圧縮、保管し、集団回収による紙パックは選別、保管する。

また、定期回収による紙パック及び段ボール並びに集団回収による缶・ガラスびん及び段ボールは民間のリサイクル施設へ直接搬入し、圧縮、保管する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

ごみの分別排出を徹底し、分別収集を円滑かつ効率的に実施していくため、次の方策を推進する。

(1) 分別収集の啓発を図るため、「広報あきしま」、「リサイクル通信」、「資源とごみの分け方、出し方」、「資源・ごみの収集カレンダー」等の配布物や市のホームページ等を活用するとともに、フリーマーケット・リサイクル品の無料提供、各種啓発教室の実施等を通し、ごみ減量、リサイクル推進の気運高揚を図る。

(2) 廃棄物減量等推進員については、地域のリーダーとして、また、市民と行政のパ

- イプ役としての活動を支援し、協働してごみの減量化とリサイクルの推進に努める。
- (3) 住民団体等による集団回収を進めるため、「資源回収奨励金制度」の適正化を図り、優良団体を表彰する等、民間のリサイクル活動に対して積極的に支援していく。

昭 島 市 分 別 収 集 計 画

発行日 令和元年 6月

発 行 昭 島 市

編 集 昭島市環境部ごみ対策課